

資料 3

障害児通所給付費の請求事務等について

令和元(2019)年9月3日(火) 障害児通所支援事業者集団指導

栃木県国民健康保険団体連合会介護福祉課

このページは空白です

給付費の請求事務等について

栃木県国民健康保険団体連合会介護福祉課

1. 介護給付費等の請求について

介護給付費等の請求は、市町から支払事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会に対し行います。

請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行って下さい。また、介護給付費等の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その後日において休日でない日）となります。

請求全般（支払・返戻等）については、栃木県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談・障害福祉担当

■TEL：028-643-5406 ■FAX：028-643-5411

※各種照会につきまして事業所番号が必要となります。お手元に事業所番号がわかるものをご用意のうえ、お問合せ下さい。

・電子請求受付システム、簡易入力システムの利用・操作方法等について
国保中央会 障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

■E-mail mail@support-e-seikyuu.jp

※問い合わせ票に必要事項を記入のうえ、メールに添付してください。

■TEL 0570-059-403 ■FAX 0570-059-433

※受付時間等の詳細については、電子請求受付システムの「お知らせ」をご参照ください。

※簡易入力システム以外の請求ソフトをお使いの場合は、各ソフト会社までお問い合わせください。

2. 請求情報送信後の取下げについて

請求受付期間（毎月1～10日）内に、伝送した請求情報について内容不備等を発見し、請求情報の差替えを行いたい場合、各事業所において10日までは「取下げ」を行うことができます。取下げを行わずに請求情報を送信した場合、後から送信したほうがエラー（「EC01：基本情報が重複しています」）となります。

簡易入力システム及び取込送信システムをご利用の場合、各システムからも請求の取下げを行うことができます。操作方法は、お使いのシステムの操作マニュアルをご参照ください。

○電子請求受付システム

電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）（詳細メニュー編） 2.2.2.請求取下げ
依頼

○簡易入力システム

電子請求受付システム操作マニュアル（簡易入力）（詳細メニュー編） 3.4.2.請求情報の
取下げ依頼

○取込送信システム

電子請求受付システム操作マニュアル（取込送信編） 3.2.3.

請求情報の取下げ依頼

※毎月11日以降は各事業所で取下げを行うことはできません。

3. 請求期間について

電子請求受付システムの請求期間は、毎月1日～10日です。10日が土・日・祝日であっても請求可能です。11日以降は到達エラー（受付不可）となります。

4. 2019年10月提供分からのエラー移行について

平成30年度制度改正・報酬改定により、新たな審査支払事務の実施に向けた対応として、「警告からエラーへの移行」が段階的に実施されており、令和元年度においても10月サービス提供分の請求から実施されます。毎月24日を目安にお送りしている一次審査処理結果票をご覧ください、『★』が表示されているものについては、各種台帳との整合性チェックで相違が考えられますので、受給者証や届出状況を確認いただき、『★』が解消されるよう対応願います。11月受付分からエラーとなりますので、ご注意ください。

5. 電子証明書の発行（更新）について

電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。有効期間が過ぎている、または、電子証明書がインストールされていない状態で請求情報を送信すると「到達エラー」となり、請求情報は正常に受付されません。また、パソコンの故障などで買い替えをされる際、ID・パスワードの入力が必要となりますので、3年間は紙などに印刷等行い、大切に保管しておいてください。

なお、電子証明書の有効期限の3 ヶ月前に電子請求受付システムより「証明書有効期限切れ事前通知」が到達しますので、操作マニュアルをご参照のうえ発行申請を行い、発行されましたらインストールを行ってください。

6. 処遇改善及び未就学児の無償化にかかる請求に関する対応について

詳細な内容につきましては、電子請求システムのお知らせにてご確認くださいようお願いいたします。